

令和 6 年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和 6 年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3. 募集の背景及び趣旨

一昨年、西九州新幹線が武雄温泉駅から長崎駅まで開業し、武雄市は西九州エリアの中心に位置するだけでなく、新幹線などの鉄道や高速道路などあらゆる交通網の結節点となった。それに伴い、様々な方面から人が訪れ、人やモノが交流する拠点『西九州のハブ都市』としての存在感が高まっている。

また、近年では市立図書館の指定管理、教育 DX や官民一体型学校の導入といった教育改革、高校生まで続く医療費助成、こども図書館や競輪場公園のオープン、インクルーシブ公園の整備など子育て環境に力を入れており、特に子育て世代から選ばれるまちとなるよう移住定住施策に取組み、情報発信を行っている。

昨年、メインターゲットは北部九州（長崎県、福岡県）に在住する子育て世代とし、武雄市の課題等に基づいた戦略で広報展開するために、強み・弱みを分析した「武雄市移住定住に関する事業計画書（令和 5 年度～令和 9 年度）」を作成した。

そのうえで、今回は事業計画書に基づいた事業を実施していくことで、本市への移住定住を促進していくことを目的とする。

4. 業務内容

本業務は、令和 5 年度に策定した「武雄市移住定住に関する事業計画書（令和 5 年度～令和 9 年度）」に基づき、その内容は以下の通りとする。

- (1) WE B サイトの新規制作
- (2) インターネット等を活用したプロモーション
- (3) パンフレットの制作
- (4) 移住・交流セミナーの企画・運営
- (5) 仕事や働く場に関すること
- (6) 上記 (1) (2) (4) (5) に係る効果測定

5. 業務の詳細

(1) WEBサイトの新規制作

①WEBサイトの設計

- i. 本市の移住定住に係るプロモーションを展開していくため「情報の受け皿」としての機能を持つ既存の武雄市移住支援サイト「たけおグッドライフ」を新規に制作すること。
- ii. コンテンツに関わる原稿・写真等は受託者側で制作すること。一部素材は本市から提供する（10（1）参照）。

②基本要件

- i. サイトのデザインはコンテンツを追加する可能性を考慮したデザインとすること。
- ii. CMSを導入するなど、容易に更新・管理などが行えるシステム構成とすること。CMSの機能は、市の担当者がコンテンツ（テキスト、画像、動画など）の追加、変更、削除が行えることを必須とする。
- iii. 閲覧環境
公開するページは、各種OS及び各種ブラウザに対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がないこと。また、PC、タブレット、スマートフォンでの閲覧を考慮し、各デバイスで最適な表示が出来ることとすること。
- iv. SEO
SEO対策に十分配慮すること。コンテンツ制作に際してもSEOに配慮したキーワードを考慮すること。

③ウェブサイトの基本コンテンツ

サイトに掲載するコンテンツは武雄市移住支援サイト「たけおグッドライフ」を参照すること。

④システム・環境構築

i. WEBサーバー

- ア. ウェブサイトの格納場所として別途サーバーを確保すること。
- イ. サーバー等の機器は、日本国内かつ定期的に機器への情報セキュリティ対策状況を確認できる場所にあること。
- ウ. スケールアップ、スケールアウトが可能なものとすること。
- エ. 速やかにデータ復旧が可能なこと。
- オ. 外部からのサイトの破壊、改ざん、盗聴、消去等がされないようセキュリティ対策を講じていること。
- カ. コンピューターウイルス対策を講じていること。
- キ. アクセスログの記録及び解析ができること。

ii. ドメイン

ホームページの内容や特徴が伝わるようなドメインを取得すること。

iii. SSL サーバー証明書

公開 WEB サーバーには、SSL サーバー証明書を導入し、全ページを HTTPS 化（常時 SSL 化）すること。なお、SSL の認証にはドメイン認証と企業が実在する事を証明する企業実在認証以上とし、SSL サーバー証明書取得のための費用は委託費に含める。

iv. サーバーを設置するデータセンターの要件

ア. 耐震、防火、落雷、防水、停電対策、空調設備が整った建物であること。

イ. IC カードや指紋認証、監視カメラ等による入退室管理などセキュリティ確保が行われていること。

v. データのバックアップ要件

サーバーのデータについては、自動的にバックアップを取得し、障害発生時には前日中のデータに復旧できる状態とすること。

vi. セキュリティ対策

ア. ファイアウォールを導入し、必要なポートへの通信だけを許可するようルールを設定するなど外部からの攻撃を防ぐ対策を講じるとともに、それを管理すること。

イ. システムを構成する機器にセキュリティホールが発見された場合は、セキュリティパッチの適用等の対策を行うとともに、速やかに市へ報告すること。

vii. ウェブサイトの保守及び運営

ア. 外部からのサイト破壊、改ざん、盗聴、消去等がされないように合理的なセキュリティ対策を行うこと。

イ. 障害の発生時には市に連絡するとともに、原因究明、復旧処置、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。

ウ. アクセスログの記録、解析ができること。

エ. 業務履行期間内に軽微な修正・追加を市が要望する場合は、速やかに内容を協議の上、対応すること。

viii. マニュアルの作成について

運用等に必要 CMS の操作マニュアルを作成すること。

ix. 次年度以降の運用経費

次年度以降の運用経費は、CMS、WEB サーバー、ドメイン、SSL サーバー証明書等を合わせて 100 万円を上限とする。

⑤制作期間の目途

令和 6 年 12 月末をめどに WEB サイトを公開すること。

(2) インターネット等を活用したプロモーション

- ①各種メディア、SNS等を使った戦略的な情報発信の実施。情報発信の手法については問わない。また、複数の媒体の組み合わせも可であり、最適と考えられる媒体等を選定の上、提案すること。
- ②情報発信において、アカウントが必要な提案を行う場合、新規で立ち上げるか、秘書広報課の既存アカウントを利用するかは、目的に沿い、効果的・効率的なものになるようにすること。

(3) パンフレットの制作

- ①まずは、手に取ってもらうため、デザインやアイデアなどで、他自治体と差別化すること。
- ②印刷の仕様
 - i. 20 ページ程度/カラー印刷/数量 2,000 部で制作すること。
 - II. メインターゲットにアプローチするための仕様設計・クオリティ管理を行うこと。
- ③制作期間の目安
令和7年3月中旬を目途に制作を完了すること。

(4) 移住・交流セミナーの企画・運営

- ①セミナーは2回程度開催することとし、オンラインまたは対面の手法は問わない。オンラインの場合、使用する配信ツールについては、受託者が提案すること。
- ②参加者募集や出演者（ゲスト及びファシリテーターなど）の手配など、開催当日までの業務計画を示し、内容について本市の確認を受けた上で実施すること。出演者については、本市と協議した上で決定することとし、出演者には謝金及び交通費（発生する場合のみ）を支給すること。

(5) 仕事や働く場に関すること

上記(1)～(4)のいずれかに含めて、または新規の事業として、最低1案以上提案すること。

(例)

- ・WEBサイトにおいて、武雄市から通勤圏内の企業紹介【(1)と合わせた事例】
- ・武雄で働く人のインタビュー記事の掲載【(2)と合わせた事例】
- ・武雄での仕事をテーマにした、移住交流セミナー【(4)と合わせた事例】

(6) 上記(1)(2)(4)(5)における効果測定

6. 成果品

- (1) 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務報告書（A4版）1部
- (2) 上記（1）及び報告書に係るデジタルデータ

7. 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、武雄市に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て武雄市に供与し、その利用、再編集は武雄市が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (3) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、武雄市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8. 秘密の保持

- (1) 受託者は、この契約に基づく業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58条）」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

9. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が武雄市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに武雄市にその状況及び内容を書面により報告し、武雄市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、武雄市は一切の責任を負わない。

10. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、武雄市が提供することが可能な資料等は、武雄市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに武雄市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど武雄市の指示に従った処置を行うこととする。

1 1. その他の留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務のための収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と受託者とが協議して決めるものとする。

1 2. 担当部署

武雄市 企画部 秘書広報課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話：0954-23-9121、メール：his yokouhou@city.takeo.lg.jp